

長崎市空き家・空き地情報バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する空き家・空き地の活用策として行う空き家・空き地情報バンク制度について必要な事項を定めることにより、本市へ移住定住を希望する市外在住者に対する空き家・空き地の情報提供を円滑にし、もって地域の活性化と本市への移住定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等情報バンク制度 本市の区域内に存する空き家・空き地（空き家・空き地となる予定のものを含む。以下「空き家等」という。）に関する情報を登録し、本市への移住定住を目的として空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し情報を提供する制度をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権又は売買若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報バンク制度以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家等の登録を受けようとする所有者等は、長崎市空き家等情報バンク登録申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、空き家等情報バンク登録データベース（以下「空き家等データベース」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家等の所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは登録を行わないものとし、書面によりその旨を申込者に通知するものとする。
 - (1) 長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第12条に規定する暴力団関係者であるとき。
 - (2) その他市長が適当でないと認めるとき。
- 3 市長は、前項本文の登録について条件を付することができる。
- 4 市長は、第2項本文の規定による登録をしたときは、長崎市空き家等情報バンク登録書（第2号様式）を当該申込みをした所有者等に交付するものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第4項の規定による登録書の交付を受けた者（以下「空き家等登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく長崎市空き家等情報バンク登録変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(空き屋等データベースの登録の抹消)

第6条 市長は、空き家等登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家等データベースの登録を抹消するとともに、その旨を空き家等登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等登録者から長崎市空き家等情報バンク登録抹消届（第4号様式）が提出されたとき。
- (2) 空き家等登録者が所有者等に該当しなくなったとき。
- (3) 空き家等登録者が第4条第2項第1号又は第2号に該当することが判明したとき。
- (4) その他市長が登録を取り消す必要があると認めるとき。

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 利用希望者は、長崎市空き家等利用希望者情報バンク登録申込書（第5号様式）及び誓約書（第6号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 利用希望者は、市外に住所を有し、第4条第2項第1号に該当しない者であつて、かつ、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 空き家等に定住しようとする者
- (2) その他市長が適当と認めた者

3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、空き家等利用者情報バンク登録データベース（以下「利用者データベース」という。）に登録するものとする。

4 市長は、第3項の規定による登録をしたときは、長崎市空き家等利用者情報バンク登録書（第7号様式）を当該利用希望者に交付するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第4項の規定による登録書の交付を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく長崎市空き家等利用者情報バンク登録変更届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用者データベースの登録の抹消)

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者が第7条第2項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 長崎市空き家等利用希望者情報バンク登録抹消届（第9号様式）が提出されたとき。
- (5) その他市長が抹消すべき理由が生じたと認めるとき。

（情報提供等）

第10条 市長は、必要に応じて、空き家等登録者及び利用登録者に対して、空き家等データベース及び利用者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、空き家等登録者と利用登録者との間における空き家等に関する売買、賃貸借等の交渉又は契約については、これに関与しないものとする。

3 空き家等に係る契約等に関する一切の紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。